

〈訂正とお詫び〉

『昇試サブノート 憲法・警察行政法〔補訂版〕』の記述において以下のとおり誤りがありました。訂正しお詫びいたします。

22頁14～17行目を削除し、下記に改める

正

旧民法900条4号但し書は、従来、平成7年7月5日最高裁大法廷判決により、「非嫡出子の遺産相続は、嫡出子の半分と定められていることは、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調和を図るものとして、不合理な差別ではない」としていたが、平成25年9月4日最高裁大法廷判決により、同条但し書を「個人の尊重が明確に認識されてきたことは明らかで、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきである」との趣旨で違憲とし、同年の民法改正で、同但し書きは削除された。

82頁17行目

誤

なお、緊急逮捕において、逮捕権者は、「検察官」「検察事務官」「司法警察員」に限られ、現行犯逮捕と異なり私人には認められない。

正

なお、緊急逮捕において、逮捕権者は、「検察官」「検察事務官」「司法警察職員」に限られ、現行犯逮捕と異なり私人には認められない。